

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、その後会社分割により平成〇年〇月〇日、C会社（以下「会社」という。）に転籍し、平成〇年〇月〇日からは、D所在の会社E支店（以下「支店」という。）において営業課長として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、支店が入居しているビルの共同トイレで倒れているところを発見され、F病院に救急搬送されたが、翌日死亡した。死亡診断書によると、「直接死因：くも膜下出血、直接には死因に関係しないが直接死因に影響を及ぼした傷病名等：急性腎不全」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 地方労災医員協議会脳・心臓疾患部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者に発症した疾病は、主治医の意見等を踏まえ、「くも膜下出血」(以下「本件疾病」という。)と判断し、発症日は平成〇年〇月〇日としており、本件疾病の発症状況等に照らすと、当審査会としても、同部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇についてみると、G支店長は、「〇月〇日の朝から午後〇時〇分頃まで被災者と居た時間帯は、変わった様子や出来事はなかった。」「倒れる直前から前日までの間に極度に緊張したり、興奮や恐怖を感じるようなトラブルや異常な出来事はなく、通常どおりの勤務だった。」旨述べており、被災者が異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日における顧客とのトラブルでは、翌朝まで対応に迫られたものであり、当該事実は発症に近接した時期における精神的緊張を伴う出来事であったことは明らかである旨述べているが、請求人らの指摘する出来事は、発症の1か月以上前に発生した出来事であって、

発症に近接した時期のものとはいえ、また、G支店長が、「顧客から苦情を言われたわけではなく、無事回復しており大きなトラブルではなかった。○日当日は出勤したものの、○月○日及び○日は休日出勤もしておらず、休養は取れたと思う。」旨述べていることからすると、強い精神的緊張を伴う出来事とは認められないことから、請求代理人の主張は採用できない。

(4) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 監督署長は、被災者が管理監督者であるため、正確に労働時間が把握されていないところ、被災者自身が作成した勤務表はほとんどすべて所定労働時間が記入されて労働の実態を反映しておらず、パソコンの使用記録も既に消去され、パソコンのログから労働時間を推計することができないため、事務室への入退出記録に記載された最初の時間を業務開始時間とし、最後の時間を業務終了時間として、その時間を拘束時間とした上で、昼食のために外出したことが確認できる入退出時間を控除した時間を労働時間としている。その他、関連会社との懇親会については、案内文書に基づきその出席時間を推計しているほか、顧客への接待については、関係者の申述により1回当たり2時間としている。

イ 審査官は、決定書理由において、一部推計時間を修正しているものの、上記アの監督署長の推計を是認している。

ウ 被災者の就労状況に関する関係者の申述をみると、以下のとおりである。

(ア) G支店長は、「入退出記録が労働時間に近いものとなるが、トイレや飲み物を買うに行く時間や自己研さんのために新聞やインターネットで情報収集する時間帯もあるので、日々の実労働時間数は、この入退出記録の時間を超えることはなく、少なくなることは確かである。」旨述べるほか、H主査は、「被災者は毎朝○時過ぎから○時○分頃の時間帯に出勤し、デスクのパソコンに向かって仕事をしていた。」「昼食後あまり休憩を取らず、すぐに仕事を行っていたのではないかと思う。」「私的なインターネット検索等はせず、パソコンに向かっている間は業務をしていたと思う。」旨述べている。

(イ) 顧客への接待について、G支店長は、「通常2時間程度の1次会で切り上げることが多く、2次会、3次会と深夜まで行うことはほとんどない。」旨述べ、H主査は、「1次会のみで、2時間程度である。」旨述べている。

エ 上記ウの関係者の申述からすると、当審査会としても、審査官が監督署長の認定を一部修正した上、認定した被災者の労働時間数は妥当なものとして判断する。

なお、請求人は、接待や社内行事についての評価がなされておらず、被災者は営業の責任者であったことから、接待は職務遂行に必要な不可欠なものであり、2次会、3次会を行っているため、2時間では終わっていない旨述べ、請求人も、本件公開審理において、同旨を述べるほか、社内行事では明確な業務命令がなくても、黙示の業務命令が存在していたと考えられる旨述べているが、接待の実施状況については、上記ウで判断したとおりであって、請求人らが本件公開審理において主張するような深夜に及ぶ2次会や3次会に被災者が参加していたことを裏付ける証拠は認められない。また、社内行事については、H主査が「〇月と〇月に開催される『キックオフ』と称する会合に伴う懇親会は会社主催であり、被災者が責任者の立場であった。」旨述べているところ、監督署長及び審査官は、同会合への被災者の出席時間は労働時間として認定しており、その他の行事については、G支店長は、「任意参加であって、業務として強制するものではなく、被災者が世話役をやっていたわけではない。」旨述べ、H主査も同旨を述べていることからすると、業務とは認められず、また、黙示の業務命令があったことを認めるに足りる証拠もないから、請求人らの主張は採用できない。

(5) 短期間の過重業務については、決定書理由において説示しているとおり、被災者の発症前1週間の総労働時間数は49時間19分で、時間外労働時間は9時間19分であって、休日を2日取得しており、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものと認められない。

(6) 長期間の過重業務については、決定書理由において説示しているとおり、被災者の時間外労働時間数は、発症前1か月間に69時間54分であり、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前2か月目の59時間が最長であって、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間を超えておらず、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないので、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な

業務に従事したとは認められない。

- (7) 労働時間以外の負荷要因について、請求人は、①被災者は役職者用の社員寮が準備されず、周囲の音がうるさい劣悪な住環境のために身体的・精神的疲労が蓄積していたこと、②上司である I 支店長のパワーハラスメントともいえる業務命令によって、何度も書類の書き直しを命じられたり、ゴルフ接待を強要されたりしたほか、社員同士の人間関係が悪い状態であったため、役職者として板挟みとなるなど、人間関係がギスギスしており、日常的な精神的緊張を受けていたことなどを主張しているが、決定書理由において説示しているとおり、被災者を取り巻く職場環境が本件疾病の原因となるような強度の精神的緊張をもたらすものであったとは認められない。

なお、請求人らは、会社が社員寮の環境について改善措置をとっていないことについて安全配慮義務違反があった旨述べているが、労災保険制度においては、会社の労働契約に伴う民事上の義務違反の有無にかかわらず、傷病の発症や死亡が業務に起因したものと認められるか否かの観点において判断するものであり、会社の安全配慮義務違反の有無を判断するものではないから、その主張は採用できない。

また、請求人らは、被災者がトイレで長時間発見されず、適切な治療を受ける機会を失ったことが死亡原因の一つである旨主張するとともに、本件公開審理において、会社には保護義務ないしは救護義務があった旨述べているが、決定書理由において説示しているとおり、被災者がトイレで長時間発見されなかったことは、業務のみならず日常生活にも存在する一般的な危険であって業務に特有の危険であるとはいえないから、業務に内在ないし随伴する危険とは認められず、また、上記で説示したように、労災保険制度は会社の安全配慮義務違反の有無を判断するものではないから、その主張は採用できない。

なお、請求人らは、本件公開審理において、被災者にとっては小さなストレスが積み重なって過重な負荷となったほか、熱中症にり患していたおそれもある旨述べているところ、J 医師は、「精神的ストレスに関しては、かなりのストレスがあったのではと推察され、被災者の時間外労働時間を含めた長時間労働は十分ストレスとなりうる」と考える。空調の効いていない閉鎖空間に長時間動けずにいたことによる熱中症の可能性が考えられる。」などの意見

を述べ、業務が被災者の死亡原因となった可能性がある旨述べているが、同医師の意見は単に可能性を示唆したものにすぎず、同医師の意見をもって直ちに業務と被災者の死亡との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

- (8) 以上からすると、当審査会としても、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。